

来賓挨拶



知的財産高等裁判所 第二部総括判事

清水 節



本日は、特許庁技術懇話会の懇親会にお招きに預かりまして、どうもありがとうございます。知財高裁の清水と申します。

この特技懇は、特許庁の現役の審査官、審判官の方、そのOB、OGの方や、入庁されて間もない方が一堂に集われて、意見交換や交流を深められる歴史ある会合であると承知しています。私も20年近く前に初めてこの会合にお邪魔しまして、それ以来何回か参加させていただき、その時々代表委員の方、あるいは特許庁長官の方の貴重なお話をうかがって参りました。また、この会が年4回刊行されます「特技懇」という雑誌には、実務に役立つ数多くの論文が掲載されておりますので、私ども日頃じっくりと拝読させていただいております。

この由緒あるおめでたい会に当たりまして、今年10周年を迎えました知財高裁からは、本来であれば設楽隆一所長が参ってご挨拶申し上げるべきところですが、今日はあいにくの所用により私が代役を務めさせていただきます。代役ということになりますと、「あっ、所長じゃないのか。」「ピンチヒッターではないか。」と、皆さん一気にテンションが下がってしまわれるかもしれません。それはその通

りまして、頼りなく感じられるのは当然だと思います。とって私といたしましても、「ピンチヒッター」と思われるといささか情けないものがあります。そこで、今日は代役という立場を忘れて、不束ではございますが、私なりのご挨拶をさせていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ということで、改めて特許庁と知財高裁との関係を考えますと、まず、審決とそれについての判決という審決取消訴訟のことが頭に浮かびます。この審決取消訴訟について、皆さんの一番の関心事は、審決がどうしたら取り消されないかということになるのか



もしもかもしれませんが、実は、審決を維持する判決というのは、その内容の幅がかなり広いわけです。その中には、取消寸前という審決について何とか救済をしたという場合もないわけではないのですが、非常にわかりやすい丁寧な説示をして妥当な結論に至っている審決を維持したという事例も数多くあるわけです。そういう優れた審決について、私どもは、本来、判決の中にきちんと記載をして示したいと思っているのですが、裁判所は慣例として、審決を批判することはあっても、褒めるということはありません。ですから、こういう機会にまとめて皆様に対して、日頃の尊敬と感謝の気持ちをお伝えしたいと思いますので、お心当たりのある方は、「きっと私のことを言っているんだ。」と受け止めていただきたいと思います。

そして、もちろん審決を取り消す判決もあります。その判決の中では、時には厳しい指摘もさせていただくわけですが、こういう場ですから本音で申せば、人間誰でもミスや失敗というのはあるわけで、あまりそれに捕われるのもどうかと思います。大事なことは、いつまでもミスに捕われず、かといってミスを忘れずに、常に基本に立ち返って二度と同じような失敗を繰り返さないということだと思います。

以上、裁判所からの目線で、ずっとお話をして参りましたが、聞いて下さっている皆さんも言われっぱなしでストレスが溜まるのではないかと思います。今日は私以外にも何人か知財高裁や東京地裁から裁判官が参っております。判決を見て、「判決で

はこう判断されたけれども、実は私の方が正しいんじゃないか。」という方も中にはいらっしゃるのではないかと思いますので、そういう方については、裁判官を捕まえて、日頃の不満を言っていただき、意見交換をしたいと考えております。ただ、私どもの部の裁判官は全員出席しておりますので、できれば私以外の裁判官でお願い致します。

そういうことで、特許庁と裁判所との関係というのは、一方通行ではなく、また、単に親しく付き合うというだけではなくて、一定の緊張関係をもった相互交流の間柄が非常に大事ではないかと思います。よきライバルというのではないのかもしれませんが、お互いに知的財産権の発展を目指し切磋琢磨していく関係を今後も続けて参りたいものです。

最後になりますが、進化論を唱えましたイギリスのチャールズ・ダーウィンは、数多くの天変地異を乗り越えて生き残ってきた生物について、「力が強いものが残ったわけではない。賢いものが残ったわけでもない。変化に対応できたものだけが生き延びてきた。」とっております。変化に対応して生き延びるということは、言い換えてみれば、今までのやり方で失敗したときに新しい道を求められるということでもあります。皆さんの中でも、取り消された審決や査定がある方は、それを乗り越えて、更なる進化の道を歩まれることを強く期待して、ご挨拶とさせていただきます。

ご静聴どうもありがとうございました。

